

南会津★ プライド PRIDE

～町のがんばる企業紹介～



シリーズ24 株式会社 興林 福島支店



●私たちの会社は、こんな仕事をしています

当社は、森林に関する調査や測量など、森林の総合コンサルタントを得意とする会社です。主に森林開発の測量、調査、許認可取得申請業務、森林の環境調査、治山および林道設計、山林災害地の復旧工事、防災林造成など、森林に関わるさまざまな業務をしています。測量は、あまり目立たなく華やかな仕事ではありません。しかし建造物、道路、ダム、災害復旧などには必ず測量技術が携わっています。社員一人ひとりが「緑の下の力持ち」を自負し、仕事に喜びと誇りを感じ日々成長し続けます。

●携わっている現場

- アルツ磐梯・安比・ニセコスキー場、スキーコースレイアウト
- 高圧送電線、高速道路建設のための用地測量、設計、許認可取得申請業務
- 大型ダムの用地測量および建設のための許認可取得申請業務
- 再生エネルギーの水力・風力・地熱発電開発に係る測量、設計、許認可取得申請業務
- 原発事故に伴う大熊・楢葉町、ため池容量計測、水質調査
- 貴重な森林の生態系調査



事務所外観



事務所内

●会社のPRIDE（誇り）は！

当社は、社員が常に意識する姿勢として二つの心構えを示しています。

- ①誠実協調：常に誠実をもって、仕事・人・社会と向き合うこと。そして、異なる才能・価値観・経験と結びつけること。
- ②現物現場：現場に足を運び「真実」を自らの目で確かめること。現状を是とせず、本来「あるべき姿」と照らし合わせて最善へと向かうための意思決定を行うこと。

社是「良い会社にしよう」を基本理念に継続して行ける会社となるよう、取締役と社員が一丸となって取り組んでいます。



基準点測量の様子



吹付法土工施行後の全景

【会社概要】

- ◆専務取締役支店長：大竹 隆男 ◆設立：1984年（昭和59年）11月20日 ◆住所：南会津町田島字東荒井58番地
- ◆TEL：0241-62-3256 ◆FAX：0241-62-2777 ◆URL：http://www.korin-c.co.jp/index.html
- ◆従業員数：26人（うち男24人 女2人） ◆採用情報：正社員2人募集（高卒・大卒合わせて）

ふるさと納税（応援寄附金）ありがとうございます

1月16日から2月15日の間に、納税（応援寄附金）いただいた方々をご紹介します。（計13件）

住所	氏名
埼玉県志木市	松村 好克 様
神奈川県横浜市	岡本 連三 様
神奈川県大和市	目代佳緒里 様
福島県郡山市	黄 英雄 様
匿名希望	9件

【いただいたメッセージ】

※紙面の都合上、一部省略して掲載しています。ご了承ください。

- ▼がんばってください。
- ▼木製の紙コップ受けもぜひ返礼品リストに加えてください。かやぶき屋根の家の存続や、里山生活の良さを子どもたちに伝えてください。

ふるさと納税は、パソコンやスマートフォンからお申し込みができるほか、**クレジット決済**もできます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

南会津町ふるさと納税 総合政策課 企画政策係
電話 0241-62-6210

令和2年度 「ねんきん出張相談」のご案内 事前予約制

日本年金機構が主催する年金出張相談が、次の日程で開催されます。
各種年金（老齢・遺族・障害など）の請求手続きや、記録（加入・納付）確認、年金額の試算など、この機会にご相談ください。

開催日	場所	時間
3月25日（木）	役場本庁1階 多目的ホール	午前10時30分～午後4時
2月25日（木）	役場本庁2階 ミーティングルーム	
1月28日（木）	役場本庁1階 多目的ホール	
12月24日（木）		
11月26日（木）	役場本庁2階 ミーティングルーム	
10月22日（木）		
9月24日（木）	役場本庁1階 多目的ホール	
8月27日（木）		
7月16日（木）	役場本庁2階 ミーティングルーム	
6月25日（木）		
5月28日（木）	役場本庁1階 多目的ホール	
4月23日（木）		

※相談時間は一人30分程度

【相談内容】

- ・各種年金（老齢・遺族・障害など）請求手続き。
- ・厚生年金保険、国民年金被保険者加入期間（納付記録）の確認
- ・年金額の試算
- ・共済年金と恩給は対象外です。
- ・年金証書や振込通知書、年金手帳など、本人が確認できるものを必ずお持ちください。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

※本人以外の方が相談される場合は、本人の委任状と、相談者の身元が確認ができる身分証明書（運転免許証など）が必要です。

町少雪経済対策本部を設置 記録的雪不足に対応

例年にならない記録的雪不足に見舞われている現在、地域経済への大きな打撃が予想されることから、町は2月14日、少雪経済対策本部を設置しました。
今後は、同本部を中心に経済対策を取りまとめ、全庁を挙げて支援に取り組みます。

【相談窓口の設置】

今シーズンの少雪で、経済的な影響を受けた町内の事業者や町民の皆さまの相談に対応します。

①対象

少雪で経済的な影響を受けた町内事業者と町民

②開設場所

商工観光課 商工振興係

③開設期間

2月14日（金）から当分の間

④相談時間等

毎週月曜日～金曜日（土日、祝祭日を除く。）
午前8時30分～午後5時15分

⑤問合せ

商工観光課 商工振興係
電話0241-62-6210

【現在の経済対策】

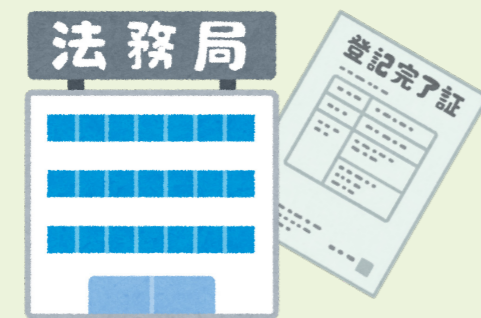
「少雪の影響に伴う金融対策特別相談窓口設置」
「町少雪対策資金融資利子補給金」
※詳しくはホームページをご確認ください。

連載コラム「相続登記」パート2

相続した不動産の相続登記を放置したことで、登記上の所有者と実際の所有者が異なるケースが多くあり、所有者不明の土地や建物の問題が社会的関心を集めています。
このコラムでは、相続登記の必要性や重要性を、わかりやすくお伝えします。

第4回「亡くなった父が建てた建物が登記されていない場合はどうすればいいですか？」

答 相続人が一人の場合は、相続人であることを証明する書類、例えば戸籍謄本などを添付して建物表題登記の申請をします。
相続人が数人いる場合は、相続人全員または建物を相続した相続人から建物の表題登記を申請します。この場合は、公正証書や遺産分割証明書など、相続を証明する書類を添付して登記の申請をすることになります。
そのほか、亡くなった父が当該建物の所有者であることの証明も必要になります。



次回は最終回「親から土地を相続したが、お隣の境界が分からない場合はどうすればいいですか？」がテーマです。

【問合せ】福島県土地家屋調査士会 電話024(534)7829
【問合せ】福島県地方務局 電話024(534)2045